

老 発 第 481号

平成12年5月12日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省老人保健福祉局長

老人福祉施設に係る指導監査について（通知）

老人福祉施設に対する指導監査については、老人福祉制度における健全かつ適正な措置等の実施の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添「老人福祉施設指導監査指針」を参考に指導監査にあたられるようお願いしたい。

なお、平成9年3月31日老指第81号「老人福祉施設に係る指導監査の実施について」は廃止する。

別添

老人福祉施設指導監査指針

第1 目的

この指導監査指針は、都道府県知事が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長（以下「老人福祉施設」という。）に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とする。

第2 指導監査方法等

1. 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からのヒアリング方式で行う。

（1）一般監査

一般監査は、原則として毎年1回は、実地に全対象老人福祉施設に対し行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる老人福祉施設等については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。

（2）特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

ア．事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ．最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき。

ウ．度重なる一般監査によっても是正の改善がみられないとき。

エ．正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

2. 指導監査計画等

（1）一般監査

老人福祉施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するものとする。

（2）特別監査

不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する老人福祉施設を対象に随時適切に実施するものとする。

3. 指導監査の実施通知

都道府県は、指導監査の対象となる老人福祉施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該老人福祉施設に通知するものとする。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

第3 指導監査後の措置

1. 指導監査結果の通知

指導監査の結果については、改善を要すると認められた事項について講評を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

2. 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、改善報告の提出を求めるものとする。

3. 改善命令等

上記1の指導監査通知の事項について、改善の措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、老人福祉法第18条の2及び第19条の規定により改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

第4 その他

都道府県は、指導監査の状況について、別に定めることにより、厚生省老人保健福祉局企画課介護保険指導室に報告を行うものとする。

別紙

主眼事項及び着眼点

- ・ 指定訪問介護事業
- ・ 指定訪問入浴介護事業
- ・ 指定訪問看護事業
- ・ 指定訪問リハビリテーション事業
- ・ 指定居宅療養管理指導事業
- ・ 指定通所介護事業
- ・ 指定通所リハビリテーション事業
- ・ 指定短期入所生活介護事業
- ・ 指定短期療養介護事業
- ・ 指定痴呆対応型共同生活介護事業
- ・ 指定特定施設入所者生活介護事業
- ・ 指定福祉用具貸与事業
- ・ 指定居宅介護支援事業
- ・ 指定介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 指定介護療養型医療施設